

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年9月17日	合同タクシー株式会社(法人 番号8310001008747) 代表 者酒井辰郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告、 文書勧告	道路運送法(以下 「法」)第23条第3 項、法第27条第3 項、法第29条の3	令和8年5月27日、死亡事故があった旨の公安委員会 からの通知を端緒に監査実施。14件の違反が認めら れた。(1)運行管理者の選任(解任)届出違反(法第23条 第3項)、(2)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車 運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、 (3)点呼の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、 (4)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第 37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(運輸規 則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録 又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1 項)、(7)運転者に対する指導監督の記載事項等義務違 反(運輸規則第38条第1項)、(8)全従業員に対する指導 監督違反(運輸規則第38条第6項)、(9)運転者等に対す る地理、応接の指導監督違反(運輸規則第39条)、(10) 運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第 1項)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則 第48条の4第1項)、(12)指導主任者の選任届出義務違 反(運輸規則第68条第1項第3号)、(13)指導主任者の 転任(退任)届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4 号)、(14)輸送の安全に関わる情報の公表義務違反(法 第29条の3)	2	2	2	2
	長崎県大村市協和町732番 地8号	長崎県大村市協和町732番 地8号							
令和8年9月18日	株式会社なつかしい未来 (法人番号8290801030589) 代表者石橋龍三	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第27条第3項	令和8年2月9日、事業の譲渡譲受の認可を受けたこと を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)疾 病、疲労等のおそれのある運行業務(旅客自動車運送 事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点 呼の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗 務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条 第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記載事項等義 務違反(運輸規則第38条第1項)	2	2	2	2
	福岡県北九州市八幡西区 森下町11-3	福岡県北九州市八幡西区 森下町11-3							